

学校（園）伝染病による出席停止のお知らせ

お宅のお子様は、下記の疾病にかかっているか、またはその疑いがあります。つきましては、学校保健法第12条の規程に準じ出席を停止してください。

なお、主治医の診断を受け登園の許可がございましたら、下記の登園許可証明書を主治医に記入してもらい、持参のうえ登園し、幼稚園に提出してください。

種	伝染病名	出席停止期間の基準 (ただし、疾病により医師が伝染のおそれがないと認めた時は、この限りではない)
2	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹が消失するまで
	風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹痂皮化するまで
	咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により医師が伝染病のおそれがないと認めるまで
3	腸管出血性大腸菌感染症	症状により医師が伝染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	
	マイコプラズマ肺炎	
	溶連菌感染症	
	流行性嘔吐下痢症	
	その他伝染病（ ）	

※学校保健法には、「学校長は、伝染病にかかっている、かかっている疑いがある、又はかかるおそれがある幼児がある時は、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる」と定められています。

キ リ ト リ

登 園 許 可 証 明 書

常葉大学短期大学部附属とこは幼稚園長様

ぐみ 氏名

1. 病名を○でお困みください

第2種	インフルエンザ	百日咳	麻疹	流行性耳下腺炎	風疹	水痘	咽頭結膜炎	結核
第3種	腸管出血性大腸菌感染症	流行性角結膜炎	マイコプラズマ肺炎	溶連菌感染症	流行性嘔吐下痢症	その他伝染病（ ）		

2. 出席停止期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

上記の者の病気は伝染するおそれなくなりましたので、登園しても差し支えないものと認めます。

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印